



# 三重県公報

令和3年5月14日 (金)

第 208 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
317	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	(長寿介護課)	2
318	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(担い手支援課)	2
319	同件	(同)	2
320	同件	(同)	2
321	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の徴収事務の委託	(同)	3
322	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	3
323	同件	(同)	3
324	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	4
325	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
<b>選 管 告 示</b>			
19	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	5
20	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	6
21	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	(同)	6
22	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	(同)	7
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税込確保課)	8
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	8
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	9
	同件	(同)	9

告 示
-----

**三重県告示第 317 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入所 定員
2471301446	特別養護老人ホーム 第 5 はなの里	名張市百合が丘西 5 番町 27 番地	社会福祉法人 こもはら福祉会	名張市西田原 2000 番地	令和 3 年 5 月 1 日	80

**三重県告示第 318 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県農業研究所の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 委託先

三重県四日市市水沢町 2441 番地 3  
 三重茶農業協同組合  
 三重県松阪市豊原町 1043-1  
 みえなか農業協同組合  
 三重県度会郡度会町大野木 1858 番地  
 伊勢農業協同組合  
 三重県松阪市高町 138 番地  
 三重県松阪市舎内売店 加藤 つぎ子  
 三重県伊賀市四十九町 2802 番地  
 三重県伊賀市舎内売店 上田 エミ子

## 2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 319 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県畜産研究所の畜産生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 委託先

三重県松阪市嬉野下之庄町 753 番地  
 三重県酪農農業協同組合  
 三重県松阪市大津町上金剛 993 番地の 1  
 株式会社三重県松阪食肉公社  
 三重県津市栄町一丁目 960 番地  
 全国農業協同組合連合会三重県本部

## 2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 320 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県農業大学の農業生産物に係る物品売代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

- (1) 三重県松阪市小津町 800 番地  
県印三重中央青果株式会社
- (2) 三重県松阪市豊原町 1043-1 番地  
みえなか農業協同組合

2 指定の期間

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (2) 令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

---

**三重県告示第 321 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、令和 3 年度就農施設等資金三重県貸付金に係る償還金の徴収事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 委託先

三重県津市栄町一丁目 960  
三重県信用農業協同組合連合会

2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

---

**三重県告示第 322 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

**三重県告示第 323 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第 324 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蓮峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯高町七丁目字千日 1240 番 3 地先内	旧	24.0~40.3	55.0
	新	24.0~52.2	55.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町野添字大辻 576 番 2 地先から 度会郡大紀町野添字大辻 567 番 2 地先まで	旧	11.8~12.3	22.0
	新	11.8~12.3	22.0

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館町通線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市中村町字西世古里 958 番 1 地先から 伊勢市中村町字松原 1730 番地先まで	旧	8.8~18.2	155.3
	新	8.8~20.0	155.3

**三重県告示第 325 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365号	いなべ市大安町高柳 1874 番地先から いなべ市大安町高柳 1875 番地先まで	令和3年5月14日
県道 伊勢大宮線	度会郡大紀町打見字相原 758 番 4 地先から 度会郡大紀町打見字相原 750 番 2 地先まで	令和3年5月14日
県道 南島大宮大台線	度会郡大紀町打見字満山 731 番 27 地先から 度会郡大紀町打見字相原 757 番 1 地先まで	令和3年5月14日
県道 館町通線	伊勢市中村町字漆ノ 1342 番 5 地先から 伊勢市中村町字松原 1730 番地先まで	令和3年5月25日

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第 19 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
奥出かよこを励ます会	奥 出 かよ子	奥 出 かよ子	松阪市立田町 686-14	令和 3 年 4 月 12 日	
小野けんじを励ます会	小 野 建 二	小 野 建 二	松阪市五主町 1317-19	令和 3 年 4 月 12 日	
川野しんや後援会	川 野 幹 男	川 野 奈穂子	伊賀市緑ヶ丘南町 4020-10	令和 3 年 3 月 19 日	
藤田さだひこ後援会	藤 田 定 彦	藤 田 定 彦	津市白山町南家城 1034-2	令和 3 年 4 月 1 日	
森はるか後援会	森 遥 香	森 幹 生	松阪市松崎浦町 663	令和 3 年 4 月 1 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県 石油販売業支部	小 津 邦 義	主たる 事務所 の所在 地	津市羽所町 700	津市栄町二丁目 209	令和 3 年 2 月 9 日	政党
自由民主党三重県 農林漁業支部	谷 口 俊 二	会計責 任者	石 川 正 浩	森 田 幸 利	令和 3 年 4 月 1 日	政党
自由民主党三重県 度会郡第一支部	村 林 聡	会計責 任者	森 岡 基 郎	田 中 俊 文	令和 3 年 3 月 25 日	政党
大森まさのぶ後援 会	古 畑 寿 一	会計責 任者	南 岩 男	水 谷 義 文	令和 3 年 3 月 12 日	
後藤純子と四日市 を盛り上げる会	後 藤 純 子	会計責 任者	後 藤 洋 子	後 藤 善 三	令和 2 年 8 月 25 日	
近藤信弘後援会	近 藤 信 弘	主たる 事務所	三重郡菰野町菰 野 1113-3	三重郡菰野町菰 野 1110-3	令和 2 年 11 月 1 日	

		の所在地			
Jマリン津労組 政策実現推進委員 会	松本幸康	代表者	松本幸康	鏡誠一	令和2年 3月17日
市民がつくる政治 の会 三重支部	木下亜紀	政治団 体の名 称	市民がつくる政 治の会 三重支 部	日本母親連盟三 重支部	令和3年 4月1日
つばさ会	藤村知也	代表者	藤村知也	畦地健市	令和3年 3月3日
三重県獣医師連盟	西山治生	代表者	西山治生	橋爪俊裕	令和3年 2月26日
三重県民社協会 (略称 三重民 社)	前田剛志	主たる 事務所 の所在 地	津市高茶屋小森 町1707-272	津市上浜町三丁 目20	令和3年 3月1日
三重農政会議	谷口俊二	会計責 任者	石川正浩	森田幸利	令和3年 4月1日
未来展望みえの会	鈴木英敬	会計責 任者	三船正美	中村直樹	令和2年 7月1日

**三重県選挙管理委員会告示第 20 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 5 月 14 日

		三重県選挙管理委員会委員長		高木久代
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日		備考
明日の町を創る会	西村公伸	令和3年3月19日		
生中ただつぐ後援会	吉藤圭作	令和3年3月31日		
大口秀和後援会	大口伝広	令和2年12月31日		
川野しんや後援会	川野幹男	令和3年3月19日		
田北利治後援会	藤田徳宏	令和3年3月15日		
谷口友見を支援する会	小倉満	令和3年3月19日		
福田かおり後援会	松本正博	令和3年4月5日		
松村よりきよ後援会	西出五郎	令和3年3月29日		
山本まさる後援会	山本勝	令和2年12月31日		

**三重県選挙管理委員会告示第 21 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 5 月 14 日

		三重県選挙管理委員会委員長		高木久代
1 資金管理団体の指定	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名				
奥出かよ子	市議会議員	奥出かよこを励ます 会	松阪市立田町 686-14	令和 3 年 4 月 9 日
小野建二	市議会議員	小野けんじを励ます	松阪市五主町 1317-19	令和 3 年

会

4 月 9 日

2 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
山本 勝	山本まさる後援会	令和2年12月31日

三重県選挙管理委員会告示第 22 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
あつともの会（神谷篤後援会）	佐藤 光 和	神谷 忍	いなべ市大安町丹生川中 357	
飯田ひさと後援会	平野 佳 子	平野 佳 子	桑名市筒尾 1-13-13	
上村ひでゆき後援会	上村 秀 行	上村 まり	志摩市阿児町国府 2758	
小川政人後援会	藤田 信 男	鈴木 茂 幸	四日市市富田一色町 14-23	
瀬越幸雄後援会	瀬越 正 樹	西ノ上 祐 二	南牟婁郡紀宝町大里 667	
加藤大輝を励ます会	加藤 大 輝	加藤 大 輝	三重郡菰野町菰野 8489-6	
川合滋後援会	川合 滋	川合 弘 子	名張市桔梗が丘南 2 番町 2-5	
川崎泰弘後援会	川崎 隆 弘	川崎 智 子	三重郡朝日町縄生 666	
川村幸康後援会	川村 幸 康	山下 勇喜夫	四日市市寺方町 2265-3	
北川まさき後援会	沖塚 伸 行	北川 雅 紀	度会郡玉城町中角 821	
北森徹後援会事務所	北森 徹	北森 由花子	伊賀市平野東町 50	
木平ひでき後援会	向原 紀 博	木平 美年子	名張市本町 317	
杏 林 会	川野 伸 也	川野 喜 子	伊賀市緑ヶ丘南町 4020-10	
桐生常朗後援会	桐生 満	桐生 明 美	鈴鹿市南旭が丘 3-8-8	
倉田寛次を励ます会	倉田 寛 次	倉田 裕 與	一志郡美杉村川上 1412	
後藤光雄後援会	後藤 光 雄	後藤 光 雄	鈴鹿市寺家 3-41-16	
ざ、洗心倶楽部	東山 義 美	東山 義 美	多気郡多気町前村 1457-1	
志民の会山村たけし後援会	山 村 健	山 村 森 道	志摩市志摩町越賀 654	
すぐり英明後援会	葛山 稔	宮田 博	津市一身田上津部田 747	
育つ姿がみえる会	後藤 光 雄	後藤 明 子	鈴鹿市寺家三丁目 41-16	
津市の新しい未来を創る会	葛山 稔	宮田 博	津市一身田上津部田 1450-4	
津地区医師連盟	浦和 健 人	渡部 泰 和	津市島崎町 97-1	
中川たみひで後援会	中川 治 子	鳥井 光 代	津市大倉 10-29	
中田せいじと一緒に熊野を考える会	中田 征 治	中田 勇 樹	熊野市木本町 280	
中村浩後援会	中村 健 司	中村 和 美	鈴鹿市長太旭町 3-3-24	
西川浩後援会	西川 明 伸	西川 のり子	多気郡多気町弟国 64-2	
橋爪まさよし後援会	岡 宗 眞一郎	向井 新 悟	志摩市阿児町鶴方 2769-6	
福田かおり後援会	松本 正 博	今岡 睦 之	伊賀市諏訪 1688	

ふじい重嘉後援会	藤井紀代子	藤井紀代子	四日市市波木が丘町 33-3
藤岡宗男後援会	藤岡宗男	藤岡宗男	いなべ市藤原町山口 1376
ほしの公平後援会	後藤清満	星野尚平	桑名市立花町 1-14-7
前田秋子後援会	前田秋子	前田直	志摩市磯部町下之郷 221
三重と四日市の未来を考える会	中村佳弘	阿竹一仁	四日市市垂坂町 883-5
みらいオフィス名張吉川あらた後援会	森脇和徳	森脇淳徳	名張市桜ヶ丘 3088-52
蘇れ名張の会	吉川新	成瀬慶介	度会郡玉城町勝田 2938
	木平秀喜	木平美年子	名張市桔梗が丘 2 番町 3 街区 65
わたなべ忠比古後援会	渡邊恭子	渡邊忠佑貴	いなべ市藤原町日内 297

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
10 0券	農業	42005106483～ 42005106493	11	令和 2 年 11 月 7 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	井ノ口石油店
20 0券	農業	42005206469～ 42005206480	12	令和 2 年 11 月 7 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	井ノ口石油店
100 0券	農業	42005406457～ 42005406460	4	令和 2 年 11 月 7 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	井ノ口石油店
200 0券	農業	42005506445～ 42005506455	11	令和 2 年 11 月 7 日～ 令和 3 年 3 月 31 日	井ノ口石油店

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雲出揚溝土地改良区（津市雲出本郷町 1388 番地 1）

退任理事

津市雲出長常町 862-2

〃 雲出島貫町 836-7

〃 〃 58-1

〃 〃 490

〃 雲出長常町 808

〃 高茶屋 1-12-19

〃 雲出本郷町 1215

〃 香良洲町 305

〃 雲出長常町 875-5

〃 雲出本郷町 1720-1

退任監事

津市雲出本郷町 1234-1

川口 忠 則

伊豆川 恭 英

出口 敏 一

尾崎 慶 和

奥山 正 夫

世古 郁 雄

奥山 隆

小濱 彦 巳

川口 美 昭

和田 静 男

五家 政 治



津市雲出島貫町 377-2	稲 田 幹 也
〃 雲出長常町 773	木 崎 隆 司
就任理事	
津市雲出長常町 826-2	宮 崎 章
〃 雲出島貫町 836-7	伊豆川 恭 英
〃 雲出長常町 652-2	田 中 久 生
〃 雲出本郷町 1192	鈴 木 正 直
〃 雲出島貫町 490	尾 崎 慶 和
〃 〃 377-2	稲 田 幹 也
〃 〃 58-1	出 口 敏 一
〃 高茶屋 1-12-19	世 古 郁 雄
〃 雲出伊倉津町 1838-2	和 田 真 輔
〃 香良洲町 5569-1	長 井 幸 治
〃 雲出長常町 1049	勝 谷 誠
就任監事	
津市雲出本郷町 1268	別 所 憲 一
〃 雲出長常町 773	木 崎 隆 司
〃 雲出島貫町 126	出 口 宣 行

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類
  - 四日市都市計画地区計画
  - 川北工業地区地区計画
- 2 縦覧場所
  - 三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、朝日町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 5 月 14 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類
  - 四日市都市計画地区計画
  - 川原工業地区地区計画
- 2 縦覧場所
  - 三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
 三重県総務部法務・文書課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>